

王寺町立王寺南義務教育学校部活動の在り方に関する方針

1 部活動の意義

(1) 本校の部活動は、学校教育の一環として行い、スポーツや文化等に興味・関心のある同好の生徒が、顧問の教職員等関係者の指導の下に、自発的・自主的に行うものである。部活動は、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや文化等の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

(2) 部活動は、授業で体験し、身に付けた技術等を発展・充実させるとともに、部活動で得た成果を授業で生かしながら、他の生徒にも広がりをもつなど、学校の教育活動全体によい効果をもたらすことができる。

(3) 部活動は、自主性、協調性、責任感、連帯感なども育成され、学級や学年を離れた仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながり、大きな意義を有するものである。

(4) 部活動は、生徒の活動を通じて、規範意識や自己肯定感を身に付けることができるため、豊かな心の育成にもつながる。その適切な運営により、より明るく充実した学校生活を送ることができ、知・徳・体のバランスのとれた「生き抜く力」を身に付けた生徒を育成することになる。

2 王寺南義務教育学校部活動の在り方に関する方針の策定

王寺南義務教育学校は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、奈良県教育委員会が策定した「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」及び王寺町教育委員会が策定した「王寺町運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、生徒の健全な成長の促進や教職員の業務負担軽減を目指し、部活動がより一層有意義な活動となるための指針として「王寺町立王寺南義務教育学校部活動の在り方に関する方針」を策定する。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動顧問は、年間の活動計画（部員数、参加予定大会日程、学校行事・定期考査、練習試合、活動日・休養日等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 活動方針及び活動計画等を部活動保護者会で周知するとともに、学校のホームページへの掲載等により保護者・地域の理解と協力を促す。

4 指導・運営に係る体制の構築

(1) 生徒数や教職員数などの状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、また、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる適正な数の部を設置する。

(2) 少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。

(3) 生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(4) 各校の実態に応じて部活動指導員の配置を推進する。

5 適切な練習時間・休養日の設定

(1) 練習時間

・平日は2時間程度。

・土日、休日、長期休業日は3時間程度。

(2) 休養日

・学期中は、原則、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会等に参加した場合は、他の日に振り替える。)

・長期休業中の休養日の設置は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

6 効果的な指導・安全管理・体罰等の根絶

(1) 活動の前後だけでなく、活動中も生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。

(2) 定期的に施設・設備・用具等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修の措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等についての指導を徹底し、安全に活動できるようにする。

(3) 高温下での活動や急激な天候変化については、熱中症などの事故防止に努めるため、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意するとともに、WBGT計などを活用し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。また、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩をとるとともに、生徒の健康管理を徹底する。

(4) 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定するような発言や行為は絶対に許されない」という認識の下、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。